

平成29年3月定例会

# 公立岩瀬病院企業団議会会議録

平成29年3月29日

平成29年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会会議録

平成29年3月29日（水曜日） 午後2時00分 開議

議事日程第1号

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 報告第1号 新公立岩瀬病院改革プランについて
- 第4 議案第1号 公立岩瀬病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第2号 公立岩瀬病院企業団育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第3号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第4号 公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第5号 平成29年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算

---

出席議員（8名）

1番 小山克彦      2番 安藤 聡      3番 佐藤栄久男      6番 本田勝善  
7番 小林徳清      8番 荒井裕子      9番 渡邊達雄      10番 関根保良

---

遅参通告議員

なし

---

欠席議員

4番 横田洋子      5番 菊地 洋

---

説明のため出席した者

企業長	伊東幸雄	院長	三浦純一
副院長	大谷 弘	副院長	土屋貴男
副院長	安達恵美子	事務長	松田広信
参事兼総務課長	塩田 卓	医事課長	有賀直明
病院建設対策室長	鎌田大輔		

午後2時 開会

○議長（関根保良君）

皆さん、こんにちは。

ただ今より平成29年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、4番横田洋子議員5番菊地洋議員、遅参通告議員は、ありません。出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書が、提出されております。

印刷の上、お手元に配布いたしておりますので、ご了承願います。

これより、議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日限りといたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決しました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本会議規則第77条の規定により、議長において、6番本田勝善議員、7番 小林徳清議員、8番 荒井裕子議員を指名いたします。

この際、日程第3、報告第1号、日程第8、議案第5号を一括して議題といたします。

あらかじめ、お願いいたします。説明・質問及び答弁にあたっては、議席で起立のうえ、簡潔明確に発言され、会議の円滑な進行にご協力願います。

それでは提出者から、提案理由の説明を求めます。

企業長

○企業長（伊東幸雄君）

本日ここに、平成29年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会が招集されました

ところ、議員の皆様方には、年度末の何かとご多用のところご参集をいただき、誠にありがとうございます。

また、本年度賜りましたご指導、ご支援に御礼を申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、ただ今一括議題となりました、公立岩瀬病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例など、議案5件につきまして、ご審議をいただくこととなりますが、提案理由の説明に先立ちまして、病院事業の概要についてご報告申し上げます。

まず、産科婦人科の開設につきましては、産科婦人科診療棟、棟の名称を南棟としたところですが、この南棟の建設工事が先月3日に竣工となり、その後、急ピッチで、医療機器や什器備品の搬入、設置などを進めて参りました。

先週、21日には、産科婦人科医師2名が着任し、福島病院で経過を観察してきた妊婦さんの当院での分娩が開始されています。

年度をまたいで、来週月曜日の4月3日からは、産科婦人科外来診療も開始されるところです。

また、3月22日には県の周産期医療協議会において、新年度の周産期医療体制の中で、当院が協力施設として正式に位置づけられたところではありますが、低出生体重児などの新生児医療の療養環境として、新生児集中治療室（NICU）3床、及び回復治療室（GCU）6床も、整備しており、4月からは小児科医1名が増員されることとなっております。

なお、4月1日、土曜日にはオープンセレモニーとなる開所式を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、病院経営の根幹となる常勤医師体制についてであります。

1月16日から検診業務を担当する医師一名が着任しており、加えて先程の産科婦人科医師2名、小児科医師1名の増員により、4月からの常勤医師体制は28名となります。

また、4月から新たな臨床研修医3名が研修を開始する予定となっており、2年度目を含む初期研修医5名を加えた新年度の常勤医師体制は33名の体制となります。

引き続き常勤医師の招聘につきましては、福島県立医科大学への派遣要請と併せて、県外の大学病院や本院での勤務の可能性のある医師に、積極的に招聘活動

を続けて参ります。

次に、「新公立岩瀬病院改革プラン」の策定についてであります。

本計画は平成29年度からの4ヶ年間で計画期間として策定しており、県の地域医療構想を踏まえ、当院の果たすべき役割を『地域包括ケアシステムの中心的な役割を担い、専門性の高い医療を提供する急性期機能を病院機能の中軸』とし、その実現に向けて、『急性期病院として質の高い医療を提供すること』、『地域医療支援病院を目指すこと』、『救急医療の確保』、『回復期医療・在宅医療の提供』などに取り組むこととした他、医療機能、経営基盤の強化、再編・ネットワーク化などを主な課題として、今後の病院運営の指標として取りまとめております。

特に再編ネットワーク化に関しては、地域の医療機関、介護施設等が集いグループ化することにより、統一した地域医療連携推進方針を定め、その方針に基づき機能分担し、業務連携を図り地域医療を守っていくための取り組みを推進することとしています。正確に申し上げれば『地域医療連携推進法人制度』として法制化された制度ですが、当事業の活用を盛り込んだところです。

詳細は後ほど事務局よりご説明をさせていただきますが、引き続き議員皆様方の特段のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、平成28年4月から平成29年2月までの病院運営についてであります。入院患者数が2月末で、64,700人となり、対前年度比1,401人の増となり、病床稼働率が80.7%となりました。

また、外来患者についても、2月末で、68,186人となり、対前年度比515人の増となり、入院、外来ともに患者数が前年を上回りました。

新年度においては、この患者増の流れをより確実なものとし、更に産科婦人科、周産期医療の取り組みなど、医師、助産師、看護師、医療技術職員等が有機的に連携するチーム医療を更に徹底した、高度急性期医療を展開する中で良質な医療の提供に努め、結果として病床稼働や診療単価の確保にも寄与する経営の実践をめざして参ります。

なお、予算編成上の手法として、収益的収支のうち医業収入に係る積算基礎として、先ず前年度との比較のために産科婦人科等を除いた入院患者数を76,650人（病床稼働率87.5%、一日当たり210人）、診療単価43,400円、

外来患者数は78,080人（一日当たり320人）、診療単価13,900円と見込みました。

加えて、初年度となる産科婦人科、新生児集中治療室の稼働については、一定の期間、立ち上げ期のリスクを考慮した患者受入れを想定し、患者数を積算したところですが、この措置に伴う構成市町村からの初年度開設支援金も併せて計上させていただきます。これらを加えた病院事業収益の総額を61億687万円余とするものであり、対前年度比で7億7千万円余を増額計上としております。

また、支出につきましては、これまでの施設整備や医療機器の導入による企業債元利償還や減価償却費の増額、さらには、引き続き消費税負担など厳しい要因もありますが、人員配置や、医療資源の効率的な活用を図るなかで、最大限の医療活動を提供していく体制とし、引きつづき経費削減にも努めることとしております。

基本的には収支均衡予算としておりますが、構成市町村からの開設支援を受けることとなる産科婦人科に係る収支に限っては、運営資金支出を伴わない減価償却部分相当額を支出超過とする予算として計上したところです。

29年度予算の執行にあたっては、今年度後半から続く高い病床稼働や新たな診療科の開設、医師体制の強化など、経営の現状を踏まえ、さらに職員全体で経営の改善に取り組み、新改革プランに基づく、将来を見据えた病院経営の安定化を目指して経営改善に取り組んで参ります。

なお、平成29年度予算案の詳細につきましては、事務長より説明させますが、いずれも、今後の病院経営の根幹を成す極めて重要な案件でありますので、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、私ごとで恐縮ですが、この度、構成市町村長である理事者の皆様から3期目となる再任の決定をいただきました。この間、議員各位のご指導、ご支援をいただきながら精一杯努めて参りましたが、引き続き重責を担うこととなりました。今後とも変わらぬご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

今期定例会には、ただ今申し上げました「平成29年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」を含め、計5件の議案を提案しております。詳細につきましては、このあと事務長からご説明を申し上げますので慎重にご審議の上、速やかに議決を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさついたします。ありがと

うございました。

○議長（関根保良君）

事務長

○事務長（松田広信君）

それでは、本議会に対するご報告1件、ご提案させていただきます議案5件につきまして、ご報告と提案理由の説明をいたします。

報告第1号

まずご報告からですが、お手許の資料「新公立岩瀬病院改革プラン」をご覧ください。

12月の企業団議会で、新改革プラン案をご説明いたしました。その後、中長期計画評価委員会の場でご意見をいただき、一般向けにパブリックコメントの手続きを経て、また、この間、県や構成市町村からもご意見を頂戴して、これらを踏まえて所要の修正を施し、最終的に当企業団の平成29年度から平成32年度までの4カ年の中長期の計画として決定させていただいたものが、お手許の新改革プランです。

12月にお示しした内容に比べて、大幅に修正したところはありません。新しい情報が入手できたものはその情報で記載内容を更新したこと、一部の表現をより客観性を持たせた表現に改めたこと等の修正を施しております。

企業団として、本議会に本プランをご報告し、中長期計画評価委員会の委員の皆様にもご報告して、来る4月から本プランをスタートさせたいと考えております。

本プランの内容について、改めてご説明することは省略させていただきますが、本プランは、先の12月議会でもご説明いたしましたとおり、国が示す4つの視点、すなわち、①県が策定する地域医療構想を踏まえた役割の明確化、②経営の効率化・経営基盤の強化、③再編・ネットワーク化、④経営形態の見直しの4つの視点を織り込んで策定されております。

当病院は、今後、本プランにおいて掲げた「救急医療の推進」「急性期病院として高度医療の実践」「地域が推進する地域包括ケアシステムの中で中心的な役割を果たす」ことを念頭に、進んでまいります。

本日、この後、ご承認をお願いする新年度予算案においても、本プランの実践

を予算編成に当たっての重点事業の一つとして掲げており、新年度から本プランを病院一丸となって着実に実行していく所存です。

続きまして、議案第1号「公立岩瀬病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例」、議案第2号「公立岩瀬病院企業団育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第4号「公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」のご提案理由を一括して説明させていただきます。

議案第1号、第2号、第4号、いずれも国、県における取扱いに準じて、当企業団の関連条例において所要の改正を行うものです。

議案第1号は、いわゆる番号利用法（マイナンバー法）の制定に伴い、当企業団の関連条例の一部を改正するものであり、改正の詳細は、お手許の新旧対照表にお示しするとおりです。

議案第2号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大する等のため、当企業団の関連条例においても所要の改正をするものであり、改正の詳細は、お手許の新旧対照表にお示しするとおりです。

議案第4号は、平成28年に人事院が行った給与制度の総合的見直しについての勧告に基づき地方公務員においても実施された扶養手当の見直しを当企業団においても実施するため、関連条例の改正を行うもので、その詳細は、お手許の新旧対照表にお示しするとおりです。

次に、議案第3号について、説明いたします。

企業長の給料月額につきましては、平成21年度以降、毎年度10%減額する措置を実施しておりますが、平成29年度についても、前年度に引き続き実施するため、「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例」を改正するものです。その詳細は、お手許の新旧対照表にお示しするとおりです。

最後の議案第5号は、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき、平成29年度の公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算について、本議会のご承認を得るためのものです。お手許の予算書及び説明資料に基づき、平成29年度予算について説明させていただきます。

予算書1ページの第1条総則をご覧ください。平成29年度予算を編成するに

当たっての考え方を示させていただいております。平成29年度は、第1条にお示しするとおり3つの重点事業を掲げ、これに対応できるように予算を編成いたしました。

まず、新年度から4ヵ年計画で新改革プランがスタートしますので、医療機能と病院経営に係る重点取組事項を確実に実践していくことで経営改善を着実に進めていくこと、次に、新年度から産科婦人科が開業しますので、医療の安全を最優先に、運営を軌道に乗せること、最後に、地域が進める地域包括ケアシステムにおいて、地域の中核病院としての当院の役割を明確にしつつ、地域との連携を図って、関連事業に積極的に取り組んでいくこと、以上の3点を重点事業に掲げております。

平成29年度は、この方針の下で予算を編成いたしました。編成に当たって従来と異なる点がございまして、平成29年度は産科婦人科が加わります。このため、従来の予算との連続性を考慮して、前年度との比較が可能な既存診療科だけの計画数値と産科婦人科だけの計画数値を別々に積み上げました。しかるのちに合算して病院全体の予算といたしました。予算書第2条と第3条にお示しするとおりです。

まず、既存部門の計画からみていきますと、業務の計画数値ですが、別紙説明資料をご覧くださいとわかりやすいと存じますが、平成29年度は、患者数については、入院・外来のいずれも平成28年度予算を横這いで計画しています。これは平成28年度後半において、かなり近づいたとはいえ、まだ目標値に達していないため、引き続き目標数値として掲げるものです。

一方、診療単価については、収益の柱である入院単価を前年度予算よりも400円引き上げております。これは、患者数はベッドの制約があるため、おのずと上限がありますが、診療単価は、アップに向けてまだまだ取り組む余地があると考え、診療単価アップを収益増実現するための最優先の取り組み課題としております。つまり、前年度を上回る入院収益獲得を目指して入院単価を400円アップさせた43,400円/人を目標に設定して、産科婦人科を除く医業収益全体では、前年度予算比約3%の増収を目指すこととしております。

この目標を達成するためには、病床管理の徹底、退院支援の強化や新入院患者数の増加を図って病床の回転を促し、これによって入院患者数増と在院日数の短

縮により入院基本料の引き上げを狙うほか、外科、整形外科、泌尿器科等における手術数増を図って入院単価の一層の引き上げを実現することが必要と考えております。病院一丸となってこの取り組みを行ってまいります。

一方、既存部門の費用の縮減については、平成29年度から導入予定の部門別原価計算システムを活用するほか、薬品費、診療材料費、委託料等の主要費目におけるきめ細かい支出管理を行ってまいります。特に、薬品費や診療材料費等の材料費については、平成28年度に導入したベンチマークシステム、これは他病院との比較ができるシステムですが、これを活用して粘り強い交渉により成果をあげていく方針です。

以上の結果、第3条にお示ししているとおり、既存部門に関しては、平成29年度も従来どおり収支均衡、赤字にならない経営を目指します。

一方、産科婦人科部門に関しては、産科婦人科と未熟児を扱う周産期診療（NICU、GCU）からなっていますが、うち、産科婦人科は将来的には自律した運営を目指しておりますが、立ち上げ期である平成29年度は、リスク配慮から分娩数を抑えざるを得ないため、運営上、赤字となる見込みです。また、周産期医療に関しては、少数の未熟児を大勢の看護体制で支えますので、今後、継続的に赤字を与儀なくされる見通しにあります。

この結果、平成29年度の産科婦人科・周産期医療は、すべて赤字運営となる見通しにあります。このため、減価償却費を除く赤字額についてのみ、予め構成市町村にご支援をお願いし、来年度予算に組み込んでいただけることになりました。なお、予算書第3条にお示しする産科婦人科の収支差は減価償却後の数字ですので、減価償却費の相当分だけ赤字になっております。

なお、分娩数の見通しについてですが、産科を引き継ぐ国立病院機構福島病院における取扱い数を参考に年間600件を本格稼働時における一応の目安にしておりますが、平成29年度については、立ち上げ期のリスク配慮から分娩数を抑制しており、年間で、目標水準の65%程度の390件（上半期50%・150件、下半期80%・240件）を見込んでおります。

第3条にお示しするとおり、以上を合算したものが、平成29年度の病院運営の収支ですが、既存部門は収支均衡予算ですが、産科婦人科の赤字の結果、合算では、赤字の予算となっております。

次に予算書2ページをご覧ください。

第4条は、設備投資や借入金返済とその資金調達を示しております。平成28年度までに、先の東日本大震災前後から相次いだ復旧・復興工事を含む大型設備投資がほぼ完了いたしましたので、平成29年度は企業債償還と医療機器中心の支出計画となっています。ここで医療機器1億円を計上しておりますが、不要不急の設備投資は控え、医療の質や安全の観点から真に必要なものに絞って支出していく方針です。

次に第6条の一時借入金の限度額ですが、平成29年度は、新たに産科婦人科を立ち上げ、事業規模が拡大することから、一時借入金の限度額を従来の2500百万円から350百万円へ1億円拡大しております。

第7条には、議会の議決なしに流用ができない経費として職員給与費の予算額が計上されておりますが、平成29年度は産科婦人科開業対応で人員増があり、前年度予算に比べ417,840千円増となっております。

最後に第8条の補助金ですが、平成29年度は、2点従来と異なることがあります。一つは、当企業団が直面している経営の厳しさへの配慮として、不採算医療に対する構成市町村の支援の拡大分として104百万円余りを来年度予算で措置していただいていること、もう一つは、既に申し上げている産科婦人科開業に伴う立ち上げ期の支援として168百万円余りを予算措置していただいていることです。この結果、第8条の他会計繰入金が昨年度予算比288百万円ほど増額となっております。

来年度予算案について説明させていただきました。

以上、報告1件、議案5件について、ご報告と提案理由の説明をさせていただきました。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（関根保良君）

これより、報告第1号 新公立岩瀬病院改革プランの質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（関根保良君）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

本件は、これにてご了承願います。

○議長（関根保良君）

次に、議案第1号 公立岩瀬病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例  
についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（関根保良君）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（関根保良君）

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第1号 公立岩瀬病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する  
条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（関根保良君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 公立岩瀬病院企業団育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（関根保良君）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(関根保良君)

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第2号 公立岩瀬病院企業団育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(関根保良君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(関根保良君)

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(関根保良君)

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第3号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(関根保良君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(関根保良君)

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(関根保良君)

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第4号 公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(関根保良君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成29年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○議長(関根保良君)

7番、小林徳清議員

○7番（小林徳清君）

2点伺います。先ず1点目予算書のP2職員給与費についてですが、医業収益に対する割合が59%となっています。先程の新公立岩瀬病院改革プランの29年度の目標は58.7%となっているが、当初から超えている理由を伺いたい。

2点目は、P9の資産購入費の2,484千円の中身を伺いたい。

○議長（関根保良君）

ただ今の、7番小林徳清議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

事務長

○事務長（松田広信君）

1点目の人件費比率については、改革プランと予算は策定の時期が違っていることと、改革プランは32年度に向けた目標をベースにしているので、当初予算より大局でみていることで、若干の違いがでていることをご理解いただきたい。

2,484千円は、車両購入を予定しております。これは、訪問看護等の活動に活用するものです。

○議長（関根保良君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（関根保良君）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（関根保良君）

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第5号 平成29年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (関根保良君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成29年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

平成29年3月29日 午後3時05分 閉会